

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年2月14日（水）午前9時58分～午前11時11分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（財務部、教育委員会）

財務部長	杉内 剛
財務部次長（財務担当）	後藤 孝信
管財課長	高田 豊一
管財課課長補佐兼管理係長	丹治 洋行
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
財産マネジメント推進室長兼公共建築課長	佐藤 昭憲
公共建築課建築係長	齋藤 知里
公共建築課設備係長	清野 隆司
生涯学習課長	遠藤 彰
中央学習センター館長	加藤 享司

○議題

1. 当局説明について
2. 当局説明
3. 当局説明の意見開陳
4. その他

午前9時58分 開 議

(小松良行委員長) ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日、沢井和宏委員より1日間の欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

正副委員長手元で当局説明案を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

当局入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

本日は、業務が多忙のところ、当特別委員会の調査にご協力いただきました当局の皆さんに対しては、委員会を代表し、心から感謝申し上げます。

なお、本日の議題となっておりますのは、仮称市民センターの管理運営等についてであります。

では、当局から説明をお願いいたします。

(財務部長) 本日は特別委員会を開催いただき、ありがとうございます。

仮称市民センターにつきましては、特別委員会委員の皆様はじめ議会の皆様これまで様々なご検討、ご提案を賜り、厚く御礼申し上げます。おかげさまで現在整備を進めております仮称市民センターの本体につきましては5階部分の工事を、立体駐車場はくい打ち工事などの土工事を行っているところでございます。また、この本庁舎と仮称市民センターとの間の市道につきましても舗装などの工事を進めているほか、本庁舎内の正面玄関の天井工事やエレベーター工事も同時に進めておりまして、市民の皆様、来庁者の皆様には駐車台数が少なくなっている点も含めご不便をおかけしておりますが、今後も工事期間中の安全対策を万全に確保してまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、仮称市民センターの管理運営などに関しまして現在の検討状況についてご説明申し上げ、ご意見を頂戴したいと考えてございます。

詳細につきましては、資料に基づき財務部次長よりご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(財務部次長) それでは、私のほうから仮称市民センターの管理運営等につきまして、現時点でまとめました案について、委員会資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

なお、本日ご説明させていただく内容につきましては引き続き検討を要する案件が多くございますので、委員の皆様からご意見をいただいて、さらに内容のほう詰めていきたいと思っておりますので、どう

よろしくお願いいたします。

それでは初めに、資料の2ページをご覧くださいと思います。本日ご説明をさせていただく内容の目次になります。1、施設の名称案についてから5、仮称市民センターのオープン時期についてまで説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。初めに、1、施設の名称案についてでございます。平成30年12月に策定いたしました風格ある県都を目指すまちづくり構想におきましては新しい西棟としておりましたが、その後、令和2年11月の新しい基本計画策定時に、市民の皆様に身近で多くの方に利用していただけるような施設のコンセプトをイメージしやすい名称としまして、仮称市民センターとして事業を進めてまいりました。今般、施設の管理運営などを検討する中で、改めて施設の名称や建物全体の呼び方などを整理いたしましたので、案としてお示しをさせていただきたいと思います。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、各施設の名称案について図示したものでございます。まず、大きくくりといたしまして、こちら側、私たちが今いるこちらの庁舎を、通称であります、庁舎棟、そして議会機能、市民センター機能を併せ持つ建物全体を複合棟と考えたところでございます。その複合棟におきましては、市民の皆様にご利用いただきます1階から3階部分、こちらを公の施設としての福島市市民センターとしたいと考えております。なお、建物の1階の事務室部分には、市民センターの管理運営を担うことになります中央学習センターが入る予定でございます。そして、4階、5階につきましては、議会機能として福島市議会議事堂としたいというふうに考えてございます。そういたしまして、4階、5階と3階につきましては、平日日中の市役所会議室として利用している時間帯に限りませんが、こちらは庁舎という位置づけになります。

続きまして、5ページをお願いいたします。2、仮称市民センターの管理運営案についてご説明をさせていただきます。初めに、(1)、名称につきましては、今ほどご説明をさせていただきましたとおり、福島市市民センターとしたいというふうに考えてございます。

(2)、設置目的の①、施設の位置づけとしましては、地方自治法上の公の施設としたいというふうに考えております。これにつきましては、これまで市民懇談会などの議論の中で、この施設をより多くの市民の皆様に様々な目的でご利用いただけるようにすべきというような意見をいただいております。利用用途に一定程度制限がかかります公民館のような社会教育施設としての位置づけはせず、一般的な公の施設として位置づけをしまして、多くの市民の皆様にご利用いただけるようにしたいというふうに考えてございます。

次に、②、施設の設置目的につきましては、市民の集会等の利用、生涯学習の推進を図り、もって市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進、共生社会の推進に寄与することを目的としたいというふうに考えてございます。

続いて、6ページをお願いいたします。(3)、事業、使用の制限についてであります。まず、①、実施する事業につきましては、記載のとおり、施設を一般の利用に供すること、生涯学習活動の推進

のための施設の提供、その他目的を達成するために必要な事業というふうを考えております。

②、使用の制限、使用を許可しない行為につきましては、ほかの公の施設と同様に、公序良俗に反するおそれがある場合など、記載のとおりと考えております。なお、物品の販売や入場料を徴収する場合などにつきましては、あらかじめの申請、許可というものにつきましても現在検討をしているところでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。(4)、休館日、開館時間につきましては、以前にもお示しをさせていただいておりますとおり、休館日につきましては記載の年末年始の期間、開館時間につきましては午前9時から午後9時としたいというふうと考えております。なお、3階の市民兼用会議室につきましては、平日日中につきましては市役所会議室として利用しておりますため、平日の公の施設としての開館時間につきましては午後6時から午後9時、土日などの閉庁日につきましては午前9時から午後9時としたいというふうと考えております。

続きまして、8ページをお願いいたします。(5)、仮称市民センターの使用料についてでございます。使用料の具体的な金額につきましては現在検討しているところでありますので、本日は使用料の算定に係る考え方についてお示しをさせていただきたいというふうに思います。使用料の算定にあたりましては、公共施設は市民共有の財産という考え方の下、施設の管理運営に係りますランニングコストについて、受益者であります利用者の皆様にご負担をしていただくという考え方でございます。

①に記載しましたとおり、施設のランニングコストを試算した上で、使用料収入でランニングコストをおおむね賄える金額を使用料としたいというふうに考えております。

また、②としまして、市内のほかの公の施設との同条件での比較において著しい差が生じないような額にしたいというふうに考えております。

また、③のほうに記載させていただきましたが、調理室兼会議室につきましては、既存施設の調理実習室の稼働率の低さを考慮しまして、会議室として利用できるしつらえとしておりますことから、使用料については会議室並みとしたいというふうに考えております。なお、調理台を使用する場合については、別途使用料を頂戴することを想定してございます。

このような考え方を基本としまして具体的な金額を精査した上で、今後、改めて本特別委員会においてお示しをさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、9ページをお願いいたします。3、施設の予約、利用方法案についてでございます。(1)、予約方法、予約時期につきましては、①に記載しましたとおり、現在、本市のスポーツ、文化施設におきまして導入をしておりますオンライン予約システム、こちらの導入を検討しております。なお、デジタルになじみのない利用者の方もいらっしゃると思いますので、これまで同様、窓口での申込みも可能とするように考えております。

また、②のほうに記載しておりますが、予約が重複した場合の取扱いにつきましては、調整を図っていきたいと考えておりますが、詳細につきましては現在検討しているところであります。

また、③のほうに記載しておりますとおり、使用料につきましては、現金での納入のほか、オンライン決済、キャッシュレス決済を可能とし、利用者の皆様の利便性向上を図っていきたいというふうに考えております。

続いて、10ページをお願いいたします。こちらが仮称市民センターの予約期間のイメージを図示したものでございます。例えば8月中に利用したいという場合につきましては、予約の受付期間は利用する前々月、6月1日から10日という形になります。申込みが重複した場合には調整を図りまして、その後、利用者の方に利用の可否について通知がなされます。利用が可能となった方につきましては、6月中に使用料のお支払いの手続きを完了していただいて、予約が確定という形になります。なお、予約が入らなかったお部屋につきましては、7月1日以降は先着順で随時予約をすることが可能という形になります。

続いて、11ページをお願いいたします。（２）、使用料の減免案についてでございます。仮称市民センターの利用にあたりましては、①に記載しておりますとおり、中央学習センターの登録団体につきましては、ほかの学習センターと同様に、利用料の減免を受けられることを想定しております。なお、仮称市民センターにつきましては、中央学習センターの登録団体だけでなく、様々な団体、多くの市民の皆様の利用が見込まれる施設でありますことから、施設の適正利用を図るため、免除の回数に上限を設けることも検討をしているところであります。

また、②に記載しましたとおり、町内会などの公的団体につきましても減免とすることを検討しておりますが、具体的な公的団体の範囲につきましては現在検討しているところであります。

続きまして、12ページをお願いいたします。４、駐車場の取扱い案についてでございます。（１）、駐車場の有料化についてご説明いたします。現状、市役所駐車場におきましては出入りが自由となっておりますので、土日には多くの目的外の駐車場利用が見受けられております。このままの状態ですと、仮称市民センター完成後には利用者の方の駐車に支障を来すおそれがございます。そのため、利用の適正化を図るため、庁舎棟、複合棟の駐車場を有料化して、統一的な取扱いをしたいというふうに考えております。

続いて、13ページをお願いいたします。（２）、駐車場のシステムについてであります。現在、市内にあります民間施設などの駐車場におきましては、入庫する際に駐車券を取るという方式が一般的かと思いますが、庁舎棟と複合棟の駐車場におきましては、①に記載しましたとおり、車番認証システムによるチケットレス方式というものを採用したいというふうに考えております。これにつきましては、出入口に設置されましたカメラによって車のナンバーを識別し、駐車券そのものを必要としない方式でありまして、通常のチケット方式と比較して入庫や出庫がスムーズで、またコストのほうも抑えることができるというものでございます。市内におきましては、例えば旧日赤病院の跡地にできましたヨークベニマルの入江町店でこのシステムのほうが導入されておりますが、通常だとこのシステムですと出入口のほうにゲートを設置しないというケースが多いのですけれども、庁舎棟、複合

棟の駐車場におきましては、満車の管理ですとか、あとは未精算での出庫、そういったものを防止するため、出入口のほうにゲートを設置したいというふうに考えております。

続いて、14ページをお願いいたします。こちらが車番認証システムの入庫から出庫までのイメージとなります。こちらの絵のほうにはゲートの記載がございませんが、本市におきましてはここにゲートをつけたいというふうに考えております。まず、入庫時、車がゲートに近づきますと、カメラがナンバープレートを読み取って、ゲートが開いて入庫することができます。その後、施設のほうをご利用いただいて、利用後、お帰りの際には精算機のほうで自分の車のナンバーを入力し、あらかじめ精算を行っていただきます。なお、後ほどご説明いたしますが、仮称市民センターにおきましては3時間以内の施設ご利用の場合は無料としたいと考えておりますので、その際については特に精算機での手続きなどは要りませんので、そのままお帰りいただいて大丈夫という形になります。その後、車のほうで出口のほうに近づいていただきますと、カメラがナンバーを読み取って、自動でゲートが開き、出庫することができるというシステムになっています。

続いて、15ページをお願いいたします。(3)、駐車場使用料についてであります。料金体系につきましては、先ほど申し上げましたとおり、有料化の目的につきましては目的外利用の抑制、利用の適正化ということでありますことから、基本的には庁舎棟、複合棟の利用者の方には使用料の負担なく駐車していただくことを検討しております。したがって、施設が開庁している時間帯とその前後を含めまして午前8時から午後9時半までにつきましては、入庫後3時間は無料とし、精算手続きをしなくても出庫できるようにしたいというふうに考えております。ただし、3時間を超えて施設を利用する場合でも、窓口のほうで手続きを行うことでその分の使用料を免除する方向で検討しているところでありますが、その際には精算機での操作が必要となってまいります。

なお、施設が閉まっております時間帯、午後9時半から翌朝8時までにつきましては、基本的には目的外の利用となると思いますので、入庫直後より使用料のほうを負担していただくというふうに考えてございます。

続いて、16ページをお願いいたします。5、仮称市民センターのオープン時期についてであります。この間、仮称市民センターにつきましては、令和6年度中のオープンを目指して事業を進めてまいりましたが、今般の本体工事の進捗状況、外構工事の工期などを踏まえまして、おおよそのスケジュールについてお示しをさせていただきたいと思っております。

17ページのほうご覧いただきたいと思います。まず、①、仮称市民センターのオープン時期についてであります。現在進めております本体建築工事の工期につきましては令和6年9月末となっておりますが、この間、特定の部材搬入の遅れによりまして数か月、具体的には約2か月程度工事が遅れている状況でございます。事業者のほうにおきましても、その遅れを取り戻すべく取り組んでいただいておりますが、なかなか厳しい状況でございまして、3月定例会議において工期の延長の議案のほうを提出させていただければというふうに考えているところでございます。また、外構工事につきまし

ては、工期が令和7年の2月中旬となっており、そうした状況なども踏まえ、①に記載しましたとおり、令和7年2月下旬に仮称市民センターをプレオープンし、2月中の数日間につきましてはセレモニーですとか施設内を自由に見学していただける期間として、3月より貸し館も含めて全面供用開始をしたいというふうに考えております。

また、②のほうに記載しております既存施設の閉館時期につきましては、市民会館、敬老センターにつきましては、跡地への消防庁舎の移転のスケジュール等も考慮しまして、令和7年1月上旬の閉館の予定をしております。なお、市民会館、敬老センターの閉館につきましては、利用者の皆様への周知期間等も考慮しまして、3月定例会議のほうに廃止条例の上程を予定しているところでございます。また、中央学習センターにつきましては、令和7年2月中の閉館を予定しておりますが、極力利用者の皆様にご不便をおかけしないように、日程につきましては現在検討をしているところでございます。

現時点でこのようなスケジュールで考えておりますが、若干変更となるような可能性もございますので、そちらにつきましてはご了承いただければと思います。

資料の説明については以上となりますが、今後のスケジュールといたしまして、2月27日に仮称市民センター建設市民懇談会を開催いたしまして、今回お示しさせていただいた内容について懇談会の委員の皆様にお示しをして、ご意見のほうを頂戴したいというふうに考えております。また、議会フロアの建築工事に関連しまして、今後、各常任委員会室等を含むフロアの全体的な内装の色などの案件につきまして、別途、本特別委員会のほうにおいてご協議をいただければと考えております。詳細につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えておりますので、こちらのほうも併せてご承知おきいただければと思います。

説明については以上でございます。

(小松良行委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べください。

(村山国子委員) 3つぐらいあるのですけれども、最初に、最後のページだったのですけれども、市民会館が来年の1月に閉館予定ということで、オープンまで2か月ぐらいタイムラグがあるのです。文化センターが改修で夏ぐらいから丸2年全く使えなくなるのです。皆さんどこも使うところがないという声が出ていて、これも閉めてしまうと2か月間が本当に大変になるのではと思うのですが、消防署のほうも重要かと思うのですけれども、この2か月間は結構大きいと思うのですが、そこら辺をぜひ考えていただきたいなと思ったのですが。

(小松良行委員長) まず、質問ね。

(村山国子委員) はい。では、3つぐらい言ってしまえますか。

(小松良行委員長) はい。

(村山国子委員) 最初のページのほうだったのですけれども、4ページのところで、このイラストの庁舎棟と複合棟が大体高さが一緒なのです。私はこのようなイメージだったのですけれども、これイ

ラストなので、そういうふうになっているのか、大体天井が高いので、最終的にはここの庁舎と同じぐらいの高さになるのかというのを聞きたいなと思いました。

あともう一つが駐車料金だったのですけれども、夜間の期間ここは開庁していないということで、入庫とともに利用料がかかるということだったのですが、それが幾らで考えているのかというのを。

あともう一つ、予約のところだったのですが、オンラインで予約するということなののですけれども、今の予約システムがすごく私は使いづらいなと思っていて、県の文化センターとか青少年会館は最初カレンダーで日程が出てくるのです。ここをぽちっと押して予約に入っていく感じなののですけれども、福島市のはまず自分の情報を全て入れてからやっていくような感じで、何か使いづらいなと思うので、それが重複した場合の対処法のためなのか、変えられるのか、ちょっとそこら辺も精査していただきたいなと思っていました。

(小松良行委員長) 4ページの図については要望でございますので、市民に説明の際に混乱のないように、誤解のないようにご配慮いただければという要望で、その他の質問について答弁をお願いします。

(管財課複合市民施設係長) まず、1点目の市民会館の閉館時期につきましては、ご説明で申し上げたとおり、跡地利用の関係で、新消防庁舎の想定される工期等から算出したというところでございます。こちらにつきましてはほかの施設、同じような機能を持った施設でこの期間につきましては代用をお願いしたいということで、市民会館でも閉館期間の代わりのいわゆる代替施設のご案内等は資料等でご案内さしあげたいというふうに考えてございましたので、その点、大変ご迷惑をおかけするのですが、ご理解いただきたいというところです。

あとは、3つ目の駐車料金につきましては、駐車料金、現在検討中ではございますが、市内の公共施設の駐車場で有料化を行っているところ、例えばコラッセふくしまの駐車場であったり、あとは古関裕而記念館の駐車場なんかもそうなののですけれども、料金については30分100円というところを設定しておりますので、ここも踏まえて、判断材料としながら今後検討していきたいというふうに考えてございます。

(生涯学習課長) オンラインの予約のシステムに関しましては現在検討中でありまして、何を使うというのはまだ具体的には決まっていないものですから、いろいろご意見を踏まえて検討していきたいと思います。

(村山国子委員) 今のスポーツ関係のところを使うって言ったので、ぜひ検討してもらえれば助かります。

もう一つ、11ページなのですが、減免の回数に上限を設ける検討というのがあるのですけれども、これまでの中央学習センターというのはどういう感じだったのですか。

(中央学習センター館長) 現在、中央学習センターの登録団体につきましては、他の学習センターも同じなのですが、それぞれの学習センターで社会教育関係団体、学習センターを使う団体として登録していただいて、その登録していた団体に関しては回数の制限なく無料というのが現状でございます。

それについては、例えば中央学習センターで登録した団体は他の学習センターでも減免で使えるという形が現在のところでございます。今回の減免の回数に上限を設ける検討というのは、中央学習センターの機能と、あとは市民会館の機能、それから敬老センターの機能、これらが一体となった市民センターという部分もございますので、減免の回数について上限を設けることも今検討しているという段階で、具体的に幾つという考えにはまだ至ってはいないところでございます。

（村山国子委員） そうすると、設けることも検討しているということは、設けないかもしれないということもあり得るということでしょうか。

（生涯学習課長） 現在いろんなご意見を踏まえてその辺のところを検討している段階ですので、どちらにするかということもまだはっきりとは決めていない状況です。

（根本雅昭委員） 同じ11ページなのですがすけれども、減免の部分について、現在多くの施設が障害のある方の市有施設使用料免除になっていると思うのですがすけれども、市民センターはどうなりますか。もちろん入りますか。一応確認です。

（管財課複合市民施設係長） 障害のある方についての使用料の減免というのは別に条例が定められていまして、そこに施設名が載るような形になるかと思うのですが、こちらのほうも含めて現在検討中ですので、ほかの施設の状況等々も踏まえて判断していきたいなというふうに思っております。

（真田広志委員） そもそも学習センター、いわゆる社会教育施設として位置づけられていたと思うのですが、今度は公の施設としての位置づけということですよ。例えば社会教育施設ということであれば、社会教育法の規定なんかに基づきながらこういった市民の教養の向上だったり、文化の振興、そういったものを図ることを目的とした事業を行うということにされていて、そういったものに対して様々な減免なり、いろんな、いわゆる学習センター条例、社会教育法の規定の中での条例に従って様々な減免だったり事業なんかも行われてきていたと思うのだけれども、その辺の位置づけの変化ってどういうふうになっていくのでしょうか。

（管財課複合市民施設係長） 委員おっしゃられるとおり、学習センターにつきましては各地区で学習センターが設置をされているという状況で、おっしゃられるとおり、中央地区だけ学習センターがないという状況になるという多分形になるかと思うのですがすけれども、基本的に市民センターに関しましては、いわゆる通常の一般の公の施設をお使いいただきながら、中央学習センターも学習センター条例上では残るという形になりますので、この施設を使いながら中央地区の生涯学習の推進を図るために市民センターの施設を使って事業を行っていただくというような形のイメージをしておりますので、施設そのものについてはいろんな方がお使いいただけるような形の縛りをなくしつつ、その施設を使って中央学習センターの取り組むべき事業を行うというような想定でおります。

（真田広志委員） そうしますと、施設としての位置づけはいわゆる社会教育施設としての位置づけではなくなるのだけれども、条例としてはそのまま残すので、考え方としてその辺の不利益などはないということでしょうか。

（管財課複合市民施設係長） 委員おっしゃるとおりに考えてございます。

（川又康彦委員） 今のと関連しているのですけれども、この市民センター1階から3階貸室というところについての在り方としては、福島市市民センター条例とか、そういったものを新たにつくって、これはこれでやると。先ほどの説明だと、中央学習センターの部分は今の学習センター条例のほうで残っていて、使い方とかそういうのもこれで残すという、そういう2つの条例をうまく使い分けしながら市民の方が利用するというイメージなのですか。

（管財課複合市民施設係長） 委員おっしゃるとおり、現在の想定ですけれども、市民センターの建物の条例は、その中に中央学習センターの事務室が入るようになるので、その事務室については中央学習センターという位置づけで条例を残すというようなイメージになります。

（川又康彦委員） その際の申込み等について、現在の学習センターの条例等だと、申込みについての記載とか、その辺減免とかも含めて利用回数とかいろいろあると思うのですけれども。そっちは、あくまでも学習センター条例のほうを変えないとこれが成り立たないと。市民センターの条例の中でそれを単独で取り込むという感じのイメージなのですか。全体を変えなければならないという形になってしまうのでしょうか。

（管財課複合市民施設係長） いわゆる学習センターの登録団体が市民センターを利用する場合の減免等々については現在検討中でありましてけれども、仮に減免を適用する場合、学習センター条例の減免規定を引用するような形で考えてございます。

（川又康彦委員） 心配しているのが、これをつくって、市民センター条例をつくるのであれば、それ単独でいろいろな、ネットの申込みとか、2か月前からとか、そういう部分の変更が可能なのかなと思ったのですけれども、学習センター条例のところのくくりも残すという感じだと、学習センター条例全部変えるのだったら中央学習センターだけ変えるようになるのか、それとも市内全部の学習センターもそれによって変わってしまうのか、その辺についてはどういうふうに捉えられているのですか。

（生涯学習課長） 学習センターに関しましては、この市民センターに入る部分、あとそのほかの地区にある学習センター、両方同じような形にするかどうかも含めて今検討している段階でございます。システムとして一緒のものを入れるとすれば、同じような形の前々月の1日から10日までの間に申込みをするというような形で変更する必要があると思いますし、そうでなければ市民センターが先行してという形ですけれども、そこも踏まえて今検討しているところでございます。

（川又康彦委員） これは要望ですけれども、各学習センターのほうでも今申込方法とか利用方法についていろんな各種アンケートを取っているということで、市民の方からも問合せ等いただいている部分がありますので、今生涯学習課長さんおっしゃったように、条例変更の部分が先行して複合棟のほうだけできるというのがあれば、まずは先行してどういうふうな不利益が出るとか、不具合があるとか、メリットはこういうのがあるとかというのがある程度分かってから市全体に広げていた

だけのような、そういった方法をできれば取っていただきたいなと思いますので、これは要望としてお伝えしておきます。

（真田広志委員） 関連するのだけれども、中央学習センターの機能に加えて敬老センター、また市民会館の機能も兼ね備えるということで、例えば中央学習センターってほかの地区の学習センターと違って、市全体の利用が物すごく多いという面もあるのだけれども、かといって例えば市民センター、敬老センターも市全体の施設の役割を果たすと同時に、地域としてどういうふうに利活用してもらうかということも重要な側面を持っていて、その中で例えば中央地区って特に集会所なんかがない町内会が結構多くて、そういったところが例えば市民会館なんか利用して、時には、一般の集会所がそうであるように、使用料を払って新年会なんかをやるなど、時にはお酒を飲むようなこともあるのだけれども、今までそうやって地域の方々って利用してきたのです。また、そういった機能も併せ持った施設を造っていくのだというふうに地域の皆様に説明してきたと思うのだけれども、今回その辺ってどういうふうに考えていますか。

（管財課長） 今市民会館なり敬老センターなど周辺の町会の皆さんなり老人クラブの皆さん、集会所的な機能の中でお使いいただいているところなのですけれども、こちらとしても市民懇談会の委員に町会の代表の方とか入っていただいておりますので、今現在の使い方とか、どのような方法でお使いいただいているかいろいろ聞き取りさせていただきながら検討しているところなのですけれども、今真田委員おっしゃるように、いろんな会議なんかの場面や懇親会なども、そういった場面もあるというふうには伺っております。そうした中で、まだどちらという、どういった対応をするか検討しているところであるのですけれども、柔軟な対応も含めて検討はさせていただきたいとは考えているところでございますが、また改めてまとまりましたらご意見等承りたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

（真田広志委員） 本当にこれ深刻な問題で、やっぱり中央地区って独特の地域性とか持っているのです。集会所がないがゆえに町内会が潰れてしまったりとか、合同で今運営を行っているところってたくさんあって、今その予備軍みたいな町会が幾つかあるのです。当然庁舎周辺のまちづくり懇談会なり、この庁舎は周辺と一体化したまちづくりを進めていくのだということを当初コンセプトとして進めてきたところがあって、震災以降、市民会館等々複合化するときにその辺がちょっとずつ薄れてきているのかなというような感じはしているのだけれども、当初やっぱり何十年もこれ議論してきたことなのです。なので、その辺やっぱり周辺の町会あってのこの庁舎なのだよということも頭に入れてしっかり進めていっていただきたいなと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

（村山国子委員） 前もそういう話にはなったのです。お酒が飲める施設にするかって言ったときに、上に議会棟もありますよね。そうすると、視察とかで来ていたときに、下りていったときに、酔っ払うほど飲む人はいないかと思うのですけれども、やっぱりそういう場面もなきにしもあらずではないかという話になって、市民会館だったらそれが可能ではあったのだけれども、この複合棟という意

味合いからお酒というのは控えたほうがいいのではないのかなって、そういう議論に前回の委員会ではなっていたのです。

(真田広志委員) そういう意見もあったということでしょう。

(村山国子委員) そうです。

(真田広志委員) それをしっかりとしたわけではないので、それも含めて地域の方々の意見を取り入れながら。松川とかでもお酒飲む場所ってありますよね。あれは学習センターではないのですか。

(小松良行委員長) 松川の学習センター。

(真田広志委員) 学習センターであそこは支所も合築か。支所とかでも。

(小松良行委員長) 地区の支所の上。

(真田広志委員) うん、あそこで新年会とかやったりしますよね。それはまた別な話なのか分からないけれども。

(小松良行委員長) 今後ゆっくり整理しながらですよ。

(真田広志委員) 基本的には市民会館で平日の日中宴会やっている団体はないですよ。

(管財課長) いろいろ聞き取りする中では、町会、町内会の総会など、そういった部分なので、やはりお休みの日とか閉庁日というのですかね、そういった場面なのかなとは思っておりますが、今村山委員おっしゃるような、そういった懸念とかもあるかと存じますが、その辺りも踏まえて柔軟な対応も含めて検討させていただきたいと思います。改めてご意見いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(真田広志委員) さっきも言ったように、その辺の機能も兼ね合わせた施設ということで進めてきているので、その部分はしっかり守っていただかないと困るかなと思うので、そこはきつく要望しておきます。

(川又康彦委員) 少し関連するのですけれども、前の委員会のときにそういった話が出たような話で、今の委員会ではまた違う方向になる可能性もあるので、私も飲酒自体、学習センターについても、どこの学習センターとは言いませんけれども、例外みたいな形でそういった飲食を伴った集まりみたいなものもあるというふうにも聞いておりますので、特に問題はないのではないかな。議員がいるからといって、そういうときに酒飲んでいる人に会うのがどうなのかというのも私には理解し難い部分で、開かれた市民にとっての庁舎という大きな題目があるわけですから、それあつての議員というわけで、それは前置きで、質問したいのは、この説明だと、名称も含めて、議会部分について市民センターと別建てという感じになるかと思うのですけれども。これまで最初の西庁舎の計画のときから、議会機能の中の例えば常任委員会の部屋とか議場についても、空いているものであれば市民の方が利用できる方向だったと私としては捉えているのですけれども、いろいろ運用については我々もいつ会議開かれるか分からないということで、そこは留意しなければならないという形の委員長報告もあったと思うのですが、この完全に分かれてしまったときって、そういう予約とかもし市民の方が使いたいとい

う場合というのは、これは何に対しどういうふうにすればいいのですか。下の部分とは全く別の予約システムが、例えばそっちについては議会事務局に予約をお願いしますとか、そういった形の体裁になるのか、その辺について今どういうふうに考えられているのかお伺いしたいのですけれども。

（管財課複合市民施設係長） 議会部分の会議室であったり、議場であったりの市民への開放というのは、当然議会の議員の皆様のご理解が必要かというふうに認識しておりますので、例えば今後そうした部分を含めて議論をする必要があるのかなというふうに思っております。

（川又康彦委員） そうすると、そもそも使えなくなりますよというのも可能性としてあるということなのですか。

（財務部長） 4階、5階部分の議事堂部分につきましては、議会さんのご理解をこれまでいただいて、本会議場も含めて市民の皆さんにも使っていただける、使う機会を設けたいというお話は頂戴しておりますので、ただ市の当局としましてはあくまでもそこは、フロアとしては庁舎であります、議会のフロアでありますので、議会の皆さんの総意でもって、貸出しの仕方とかルールについてはそちらを最大限尊重させていただいて、1階から3階の予約のシステムはまた別な事務的な予約でありまして、庁舎の貸出しにつきましては、この庁舎もそうなのですが、一般の方には表向き貸出しの予約とかをしていないものですから、それと同じような庁舎管理規程の中で貸出しについてはルールを決めさせていただきたいと思いますが、繰り返しになりますが、議事堂の部分につきましては議会の皆様のご意見を十分、最大限尊重して、予約システムをどのような形で予約を受け付けるのか、そういったシステムをどうするのかにつきましてはまた我々も議会事務局と調整をさせていただきたいと思っております。

（村山国子委員） 予約について、学習センターだと2か月前からということで、例えば大きなイベントを小ホールでやりたいとかという場合だと、市民会館だと結構早くから予約できるのです。この日を固定して、それに基づいて計画を進めるというので。そういうちょっと大きめのイベントなんかの場合でもやっぱり予約というのは基本的な2か月前というふうに適用されてしまうのですか。

（生涯学習課長） ここに記載あるものは、基本的な考えとして今検討している内容でございますが、例えばですけれども、半年前から講師を押さえておかなければなかなか呼べないとか、そういった大きなイベントもあろうかと思っておりますので、そこは別途相談させていただきたいなというふうには思っております。

（真田広志委員） 団体によっては毎月第何何曜日とかというふうに開催日を決めているような団体あると思うのですけれども、そういったときの対応ってどうなりますか。これもこれに従ってやっていくのか。

（生涯学習課長） そこも先ほどの上限回数とかも検討しているというところでございますが、皆さんの意見を踏まえながら現在検討しているという段階でございます。

（村山国子委員） 市民会館と中央学習センターが合わさるというので、利用回数ってすごく増えるの

ではないかなと思っているのですけれども、先ほど誰か委員が言っていたのですけれども、この市民センターの条例を変えることでほかの学習センターへの影響、例えば使用制限をするとか、そういうふうと同じような適用になってしまうのか、そこら辺はどうなのですか。

（生涯学習課長） 市民センターだけを先行してやるか、ほかの学習センターも一律でやるか、そこも今検討している段階ですので、今のところははっきりしたご返答をちょっとできなくて申し訳ないのですけれども、やはり皆様から今いろんな意見頂戴していますので、それを踏まえて検討していきたいと考えております。

（根本雅昭委員） これまで名称について何か愛称を募集したらどうかという意見など委員会ではあったと思うのですけれども、そういう検討はされましたか。どういう状況か、愛称を決める予定があるかといいますか、公募する予定とか、そういうところを教えていただければと思うのですけれども。

（管財課長） 今回名称のほう市民センターという名称で、今回の設置条例等を検討する中で1階から3階の公の施設とする部分の名称を市民センターとさせていただきたいとお示しさせていただいたのですけれども、今根本委員おっしゃるように、愛称などそういった部分につきましては、今回は公の施設と庁舎の複合棟という部分もございますので、なかなかその辺複合棟全体としての愛称のような形になってしまうこともちょっとこちらとして考えられたものですから、あと実際市民の皆様にお使いいただいてから愛称とか、そういった部分も継続して検討しながらいきたいと考えたところでございます。

（村山国子委員） オンライン予約だったのですが、中央学習センターなんかは高齢者の人が多く活動されていると思うのです。その予約の援助みたいな、ここの1階の下に中央学習センターって入っているのですけれども、ここに来ればオンラインで予約できるのか、自分のスマホでないとできないのかみたいな、そういう支援みたいなのは考えているのですか。

（生涯学習課長） 仮にオンライン導入をした場合なのですけれども、窓口のほうにも例えばタブレット的な端末を置きまして、そこで職員が丁寧に説明しながら、順序立てて予約の方法、予約の仕方をご説明申し上げたいというふうには考えております。

（村山国子委員） そうすると、ほかの学習センターも同様ということで大丈夫ですか。

（生涯学習課長） 同じシステムを導入した場合には当然どこでもそのような形で、なかなかデジタルのほうに慣れない方が多いかと思っておりますので、それはタブレットのほうなどでご説明しながら、慣れるまで何回でも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

（川又康彦委員） 今の話なのですけれども、職員の方がその場で、あくまでもネットを使っただけの予約しか受け付けないということね。

（生涯学習課長） 今スポーツ施設などにつきましてはこのシステムを導入しておりますが、システムだけではなくて、紙での申請も受付をしております。ですから、その辺は両方使えるような形にして

いくつかどうかも併せて今検討している段階でございます。

（川又康彦委員）要望ですけれども、現状ネットで申込み、学習センター、中央学習センターも含めてですけれども、多分利用開始予約日になると朝から皆さん並んでやっているところが多いと思うのです。紙ベースにしてもらいたいという部分は、どれぐらいネットが始まったときに並ぶ人がいるのか分からないですけれども、一ター一人一人丁寧に説明していたら1時間も2時間もかかってしまう話なので、紙であれば書いておいて出せば済むわけだから、それは柔軟にというか、優先的に考えてもらわないと、市民の方も余計不便になるという話になってしまうことですので、その辺は少しそういった方向でぜひ考えていただきたいと思いますので、これは要望として伝えておきます。

（真田広志委員）予約が重複した場合調整を図るというのは、どういうふうに調整を図るのですか。どういった優先順位があるのか。また、重複することってあるのですか。

（生涯学習課長）今は学習センターで利用されている団体の方々、ほとんどが重複というのではない状況でやっているところがほとんどなのですけれども、ただ仮に重複した場合にどのようなやり方で決めるのかというのは、今そのやり方も併せて、いろいろやり方あるかと思うのですけれども、検討している段階でございます。

（真田広志委員）例えば新しいシステムつくるのだということで、県の文化センターなんかは、先ほども話あったのだけれども、日にちもう埋まってしまっているのです。取れないので、重複することもない。だけれども、県のそれだとちょっとあまりにもがちがちで、料金制度のいろんなところ、ちょっとこの前文化センターの話はしてきたのだけれども、こことここで悩んでいるときには両方とも三角にしてしまうらしいのです。なので、行って直接話すると、ああ、分かりましたよというような、ではこっち空けるように言ってみますねとか、そういうようなこといろいろ柔軟にやっているのだなと思って。昔は予約の時点でお金徴収していたのだけれども、今はそうではないのですよみたいな感じで、その辺もいろいろ県も随分、昔県のほうが予約を取るのが面倒くさかったのですが、今は随分柔軟になっていて、これ見習うべきところあるなって思っていたので、そういったところも含めて参考にしてやっていただけるといいなんて思ったのです。

（生涯学習課長）現在の学習センターにおきましても、通常使っている団体もあって、ただそこにどうしてもこの日使いたいのだという団体が入ってくるような場合もございます。その場合には例えば職員のほうで調整をして、この日だけちょっと使わせてもらえないかなどといった形で融通したりということもございますので、そこは今後ちょっと検討していくべきところかなというふうに思っております。

（村山国子委員）ちなみに、この部屋の数と考えた場合、中央学習センターの利用団体の数と利用回数と、あと市民会館の、敬老センターの全て合わせた数を使うといった場合の、そういう計算みたいなのは出しているのですか。

（管財課複合市民施設係長）今回市民センターの部屋の数ですとか、いわゆる機能の面積というのは、

これまでご説明さしあげたように、稼働率を基に出している部分もありまして、確かに現状で使っている方全員が市民センターを利用するとなると、どうしてもやはり不足する部分というのはあるのかなというふうには想定はしておりますけれども、そうした中でも高い稼働率の中で効率よく使えるような方法ですとか、ほかの例えば空いている施設の利用も多分上がっていくような形になるかと思うので、その辺市全体のエリアで考えていただきながらその辺利用していただければいいのかなというふうに考えております。

（真田広志委員） ちなみに、仮押さえとかそういうような。市民会館と学習センターというのは微妙にちょっとあれが違うのですよね。どっちにどのように合わせていくのかな。

（生涯学習課長） 現在の学習センターでは、やはり毎週定期的に利用されている団体というのは当然学習センターでも認識しておりますので、大体この曜日のこの時間帯、この部屋にはこの団体が入ってくるだろうなというような形には想定をしているというのはございますので、そういったことともに例えば新しい団体入ってきた場合どうするのかとか、いろいろ問題ございますので、その辺ちょっと検討していくべきところだというふうには認識しております。

（真田広志委員） 柔軟に。

（川又康彦委員） システムのほうをこれから細かい内容も検討するという話だったと思うのですが、行く行くは多分各学習センターに広まっていくと思うのですが、管理自体というのは中央学習センターの人だけしかできなくなるのですか、それとも、学習センターの話はちょっと違うのかもしれないですが、個別の各場所、場所でも端末で扱える内容というのは同じような形で考えているのか、その辺の想定みたいなものというのを今はしているのですか。

（生涯学習課長） やはり中央一極集中になると、中央の調整が大変になってくると思いますので、今スポーツ施設とか文化施設でもそれぞれの施設において管理権限ある形になっていると思います。ですので、今の想定では各学習センターに導入するとすれば、それぞれのところでも調整ができるような形にしたいというふうには考えております。

（小松良行委員長） ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長） ほかに質問がなければ、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時04分 再 開

（小松良行委員長） 委員会を再開いたします。

先ほど当局から説明がありましたが、議会フロアの建築工事に関しまして、常任委員会等を含むフロア全体的な内装の色などの案件について、今後当局より詳細が示されましたら、また改めて皆様に

ご確認をいただくことを想定しております。

そのほか、ただいま当局から受けた説明について、今後さらに確認が必要なことや委員会として調査検討すべきと思われることなどありましたらご意見をお寄せいただきたいと思います。何かございますか。

（村山国子委員） 議会棟の部分、先ほど川又委員からあったのですけれども、確かに開かれた議会、市民にも使ってもらおうというふうな報告はされているはずなのです。それをどう考えるのか、いよいよ具体的に考えていくときが来たかなというふうに感じました。いつも貸し出すのではなくて、例えば議場をイベントとして貸し出すとか、そういうイメージだったのか、それとも空いているときはいつでもとかなのか。でも、通年議会なので、いつ何があるか分からないというのもあって予約も取れないということがあるのも確かなので、今後そこら辺をどうするのか。

（佐藤 勢委員） 会派の視察だったり、委員会の視察なんかで議場を見させてもらったりとか、図書館を見させていただいてはいたのですけれども、やっぱりいろんなところがあるのだなというのはすごく感じました。今回新しくできるというところもあったりとか、色の配置とか、いろいろなところの使い方とか、そういうふうなところもこれから検討していかなければいけないということもあるので、もし可能だったら、自分も新人なものですから、ほかの市町村の議場や図書館、図書室の視察に行かせていただきたいなというふうに思っています。

（後藤善次委員） 当初の実施設計の段階で議場の音響関係の選定というのは具体的に行われたのですけれども、今日進月歩でいろんなものが変わってきている。あるいは、消費電力が低下していたり、エコタイプになったり、あるいはもっと便利になる部分もあるのかもしれない。その確認というのは一度やらなければいけないのかなと。このままでいいのかどうかということ。採決システムなんかも含めて、選定する機種をもう一度見直すという機会、これ変更ありきでなくて、きちんと時代に合ったものを選定して、なおかつ予算のことも考えた上でやっていく、あるいは過剰なものについてはスリム化するということも含めて、各委員会室の備品なんかも一度検討する機会というのはあってもいいのではないのかなという気がします。

（川又康彦委員） 後藤委員とその部分については全く同意で、なおかつ委員会等にしてもこれからオンライン化という部分の検討が始まる段階で、今までの内容だとそれに対応した委員会室という感じでは考えていなかったと思いますので、その辺もどういった部分を取ると対応できるようになるのかということも含めて、直近でそれも考えていかなければならないのかなと思います。

（小松良行委員長） ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長） 議場フロアの市民の利活用の点といったことについて、当局側の説明ではここは議会側、要するに庁舎の議事堂であるから、そちらでというわけではないけれども、そちらの意見を聞きながらというようなことではありましたけれども、検討すべき課題ということであろうかと思っ

ておりますけれども、当然新人の皆さんたちはイメージしづらく、ほかの議場等を見たり、ただいま後藤委員からも採決システムについて、採決システムは備品としてなのか、あとシステムとなってくるとこれ議運が絡んでくるのかって微妙なところもあるのですが、一応備品としての考え方としてもしっかりと併せて検討の余地はあるかなと。また、オンラインシステム等々が導入される中において、しっかりとした委員会室なんかの備品等々も再考するものがもしかしたらあるかもしれないといったご意見も寄せられたところであります。

そのほかございますか。

(真田広志委員) それは、議場の目的外使用に関しては、議会運営委員会か何かでそういった規程をつくっていかないといけないのですよね。まだおそらくこれに関してってどこまでって、議論していないのではないかな。

(小松良行委員長) していないね。

(真田広志委員) だから、まずそこが先なのかなという感じがしてはいるのだけれども、こういった形でも使えるような議場のあれにはなっているのだけれども、ここからその規程、規約に関しては議会のほうで定めた上でということになっていくのですよね。

(小松良行委員長) そういうこともご意見としていただきました。

本日いただいたご意見につきましては、正副委員長手元で整理させていただきたいと思います。よろしいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、正副委員長からは以上ですが、最後にその他として皆さんのほうから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時11分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行